

議案第68号 交野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案書55P～57P

1. 条例改正の目的

令和元年5月から水道事業管理者が不在であり、現在は水道局長が水道事業管理者の職務を代理している状況が続いている。地方公営企業法第7条ただし書の規定により水道事業管理者を置かないことができるため、市長が水道事業の管理者の権限を担うことで、組織力の強化を図ること、また、市長部局と水道局とがより一層連携し効率的な事業運営を図ることを目的として、所要の改正を行うもの。

2. 条例改正の内容

(本則関係)

・交野市水道事業の設置等に関する条例

条例第4条に、地方公営企業法第7条ただし書及び地方公営企業法施行令第8条の2の規定に基づき、水道事業に管理者を置かないものとする規定及び市長が水道事業の管理者の権限を行う旨の規定を加える。

(附則関係)

下記の条例について、水道事業管理者を置かないことに伴う廃止及び所要の文言整理を行う。

【廃止】

- ・交野市水道事業管理者の給与等に関する条例

【一部改正】

- ・交野市情報公開条例
- ・交野市個人情報の保護に関する法律施行条例
- ・交野市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
- ・交野市行政手続条例
- ・交野市水道事業給水条例

3. 施行期日

公布の日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和6年9月定例会

	議案の 件名	議案第68号 交野市水道事業の設置等に関する条例の一部 を改正する条例について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ 条例 その他（ ）		
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
地方公営企業法第4条の規定に基づき、水道事業の設置及び経営の基本に関する事項等を定めることを目的とする。		他市（近隣では生駒市）でも水道事業管理者を置かず、市長が水道事業の管理者の権限を行うこととするところがある。				
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
令和元年5月から水道事業管理者が不在であり、現在は水道局長が水道事業管理者の職務を代理している状況が続いている。地方公営企業法第7条ただし書の規定により水道事業管理者を置かないことができるため、市長が水道事業の管理者の権限を担うことで、組織力の強化を図ること、また、市長部局と水道局とがより一層連携し効率的な事業運営を図ることを目的として、所要の改正を行うもの。		水道事業管理者を置いた場合の人件費 年額 12,000 千円程度				
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉				
・令和元年5月から水道事業管理者が不在のため、水道局長が水道事業管理者の職務を代理している。		まちづくりの目標	目 標	4 みんながつどい交流し、活力が生まれるまち		
		政策分野または経営方針	分野・方針	2 1 上水道・下水道		
		施策	施 策	1 安全で安定した上水道事業の推進		
		○その他の計画（該当する場合のみ）				
〈市民参加の状況〉		計画名称				
有 ・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		策定年度				
		計画期間				
		〈政策等の実施時期〉		公布の日		
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
		水道局	総務課	有 ・ 無（新旧対照表他）		

交野市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第11号）新旧対照表

新	旧
<p>(組織)</p> <p>第4条 <u>法第7条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の2の規定に基づき、水道事業に管理者を置かないものとする。</u></p> <p>2 <u>法第14条の規定に基づき、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、水道局を置く。</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第4条 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>法第14条の規定に基づき、水道事業の管理者 _____</p> <p>（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため <u>水道局</u> を置く。</p>

附則第3項関係 交野市情報公開条例（平成10年条例第21号）新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長 <u>（水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）</u>、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会 _____ 及び議会をいう。</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長 _____、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>水道事業管理者</u>及び議会をいう。</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p>

附則第4項関係 交野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第24号）新旧対照表

附則第6項関係 交野市行政手続条例（平成13年条例第13号）新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 市の機関 市長<u>(水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)</u>、地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる執行機関_____若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令上独立に権限を行使することを認められた職員をいう。</p> <p>(7)・(8) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 市の機関 市長_____、地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる執行機関、<u>水道事業管理者</u>若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令上独立に権限を行使することを認められた職員をいう。</p> <p>(7)・(8) (略)</p>

附則第7項関係 交野市水道事業給水条例（昭和43年条例第3号）新旧対照表

新	旧
<p>(給水区域)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 水道事業の<u>管理者の権限を行う市長</u>（以下「管理者」という。）が公益上必要と認めるときは、区域外に分水することができる。</p>	<p>(給水区域)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 水道事業の管理者_____（以下「管理者」という。）が公益上必要と認めるときは、区域外に分水することができる。</p>